

生活環境影響調査～ミニアセス



廃棄物処理施設の設置者は生活環境影響調査を実施して、周辺地域の生活環境の現況把握と施設設置による影響を予測・分析し、設置の計画を作成する必要があります。

どんなときに実施する？

廃棄物処理施設の設置や変更の場合、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（環境省）」いわゆる「ミニアセス」に基づく調査を行います。施設設置の計画段階から調査を行う必要があります。

<生活環境影響調査が必要なケース>

- ・施設設置における設置許可の申請時
- ・施設変更の許可を受ける時（場合によります）
- ・一般廃棄物処理施設（市町村等）の設置計画



大気測定車

調査の内容は？

- ・施設の運転と、廃棄物の搬出・搬入・保管に伴う、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭が生活環境影響調査の対象事項となります。
- ・調査事項の具体的な内容は、施設の種類や処理対象の廃棄物、設置予定の地域特性を勘案して設定します。
- ・調査事項・項目について、現況把握、予測及び影響の分析を実施し、調査結果のとりまとめをおこないます。

当社の強み

・現地調査とラボ分析の両方の部隊があり、調査の計画、測定、結果のとりまとめまで一貫して取り組むことができます。

・ダイオキシン類分析では、MLAP（特定計量証明事業者登録）と環境省受注資格を長年にわたって有し、数々の実績があります。

ミニアセスの進め方は？

対象地域と調査の内容を設定し、資料調査や現地調査・測定によって現況把握を行います。次に、施設の設置による環境変化の程度と範囲を予測します。

これら現況把握と予測の結果および環境基準等の目標を踏まえて、施設の設置による影響について分析を行い、調査書としてとりまとめます。

ミニアセスはもちろん、試験的な環境調査や自主的なアセスなど、
どのようなニーズにも適切に対応致しますので、是非ご相談ください。

分析のご相談、ご用命は

株式会社環境総合リサーチは株式会社建設技術研究所（CTI）グループの一員です。



株式会社
環境総合リサーチ
Environmental Research & Solutions Co., Ltd.

e-mail : contact@ctiers.co.jp URL : https://www.ctiers.co.jp/

本社・けいはんな事業所：〒619-0237 京都府相楽郡精華町光台二丁目3番9
Tel.0774-41-0200 Fax.0774-95-6510
中部事業所：〒444-0012 愛知県岡崎市栄町4丁目1番地
Tel.0564-21-0062 Fax.0564-65-5277
東京事業所：〒135-0016 東京都江東区東陽6丁目5-6
Tel.03-6666-0570 Fax.03-6666-0571